



65歳以上の皆様へ

# 介護保険料のお知らせ

健康福祉課介護保険係 1階 12番窓口  
☎64・1120

65歳以上の方について、4月1日現在のご本人と世帯員の課税状況などから保険料を決定し、7月中旬に介護保険料決定通知書をお送りします。

## 介護保険料を納める方は

介護保険料のお支払いが発生するのは40歳になられた月からです。ただし、40歳から64歳までの方については、それぞれ加入している健康保険料(税)と併せて介護保険料を納めていただいています。

65歳になられた月からは、健康保険料(税)とは別に納めていただく必要があります。

## 介護保険料の納め方は

特別徴収(年金からの天引き)と、普通徴収(納付書や口座振替)の2つがあります。どちらの納付方法にするかを個人で選ぶことはできません。

年額18万円以上の年金を受給されている方は、原則として特別徴収となります。ただし、新たに65歳になられた方、転入してきたばかりの方、所得変更等により保険料の変更があった方などは、しばらくの間、普通徴収となります。

### ◆特別徴収の方は・・・

今年度の保険料の決定が6月になるため、4・6月の年金からは2月に差し引かれた保険料と同額の保険料が差し引かれ、残りの保険料は、8・10・12・翌年2月の各月に振り分けて差し引かれます。

### ◆普通徴収の方は・・・

7月～12月の毎月で、一年分を納めていただきます。平成29年度の第1期納付期限は7月31日(月)となりますので、納め忘れないようにお願いいたします。

なお、納め忘れの心配がなく、安心・便利な口座振替での納付がおすすめです。お申し込みは金融機関の窓口でお願いします。

## 介護保険料を滞納してしまったら

納期限が過ぎても納めないでいると、督促がおこなわれます。(督促手数料が追加されます。)

それでも納めないままであると、介護サービスが必要となったときに保険給付が制限されて自己負担額が引き上げられたり、自己負担が限度額を超えた場合の高額介護(予防)サービス費の支給がうけられなくなったりします。そのため、滞納した保険料額よりも高額な負担になる可能性があります。

介護保険は、すべての被保険者に保険料を負担していただくことで、社会全体で介護を支える助け合いのしくみです。皆様のご理解とご協力をお願いします。



# 有毒植物による食中毒に注意しましょう!

山菜狩りなどで誤って有毒な野草を採取し、食べたことにより、食中毒が発生しています。食用の野草と確実に判断できない植物は絶対に

採らない!  
食べない!  
売らない!  
人にあげない!

◎家庭菜園や畑などで、野菜と観賞植物と一緒に栽培するのはやめましょう。  
◎山菜に混じって有毒植物が生えていることがあります。山菜狩りなどをするときには一本一本よく確認して採り、調理前にもう一度確認しましょう。

野草を食べて体調が悪くなったら、すぐに医師の診察を!

お問い合わせは、最寄りの保健所へ!

※湯浅保健所 ☎64・1293

## 間違えないでください!

食用と間違えやすい有毒植物の例

◎スイセン及びスノーフレーク

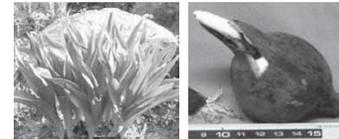


スノーフレーク (スズランスイセン)      スイセン

【間違えやすい植物】ニラなど(※スイセンは、ノビルやタマネギとも間違えやすいので、特にご注意ください)

【中毒症状】食後30分以内で、吐き気、嘔吐(おうと)、頭痛など。(※スイセンでは、悪心、下痢、発汗、昏睡、低体温などもあります)

◎イヌサフラン

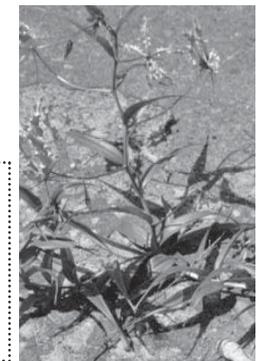


葉      球根

【間違えやすい植物】(葉)・ギョウジャニンニク・キボウシと類似。(球根)・ジャガイモ・タマネギなど

【中毒症状】嘔吐(おうと)、下痢、皮膚の知覚減退、呼吸困難。  
重症の場合は死亡することもあります。

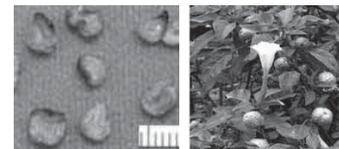
◎グロリオサ



【間違えやすい植物】(根)・ヤマモ

【中毒症状】口腔・咽頭灼熱感、発熱、嘔吐(おうと)、下痢、背中の痛みなどが発症し、臓器の機能不全などにより、死亡することもあります。

◎チョウセンアサガオ



種      葉と花

【間違えやすい植物】(葉)・モロヘイヤ・アシタバ (根)・ゴボウ (種)・ゴマ など

【中毒症状】口の渇き、瞳孔の散大意識混濁、興奮、麻痺、心拍数の増加など。

※もっと詳しくお知りになりたい方は

厚生労働省 有毒植物

検索